

(別紙1)

H2 & FC EXPO「三重県ブース」装飾業務委託  
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の名称 H2 & FC EXPO「三重県ブース」装飾業務委託

2 委託業務の目的

脱炭素エネルギーとして有望な水素関連産業への県内企業の新規参入及び事業拡大を図るため、令和8年3月17日(火)から19日(木)まで東京ビッグサイトにて開催される「SMART ENERGY WEEK 2026」の「H2 & FC EXPO」に三重県ブースを出展します。三重県ブースには県内事業者5社が自社の強みをPRし、販路開拓等を行うことから、来場しやすいレイアウトや装飾を施すことで訴求力や事業効果を高めます。

3 委託業務の概要

(1) 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日(水)まで

(2) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

4 契約上限額 1, 917, 960円(消費税及び地方消費税を含む)

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

ア当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を『H2 & FC EXPO「三重県ブース」装飾業務企画提案コンペ選定委員会』(以下「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀提案を選定する。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

(ア) 提出書類

① 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)

②「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

- (イ) 提出期限 令和7年12月18日(木)17時必着
- (ウ) 提出先 三重県雇用経済部新産業振興課
- (エ) 提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便
- (オ) 結果通知 令和8年1月7日(水)までに電子メールで通知する。

(2) 企画提案書等の提出

(ア) 提出書類及び部数

- ①企画提案申請書(第2号様式) 1部
- ②企画提案書(ブースコンセプト・デザイン訴求力・アピール点・展示商談会設  
営実績等の内容を記載すること)、平面図、立面図、イメージ図、その他  
8部
- ③見積書(様式任意) 8部
- ④会社パンフレット 8部(HP等の写しでも可)

(イ) 提出期間

参加資格確認結果の通知から令和8年1月14日(水)17時まで

- (ウ) 提出先 三重県雇用経済部新産業振興課
- (エ) 提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便

(3) 選定のための評価基準

(ア) 企画性(×2)

ブースへの来訪者増加につながるよう、創意工夫がなされた効果的な提案が盛り込まれているか。

(イ) PR性(×2)

三重県ブースであることが一目でわかるとともに、出展企業をPRする装飾となっているか。

(ウ) 専門性

展示会ブース装飾に関する経験やノウハウなど、当該委託業務の遂行に必要な能力や実績を有しているか。

(エ) 実施体制

当該委託業務を適切に遂行できる体制を構築しているか。

(オ) 経済性

十分な効果が期待できる適正な見積りとなっているか。

(4) 第1次審査(書面審査)の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

(5) 第2次審査(プレゼンテーション審査)の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

(ア) 実施日時 令和8年1月19日(月)(予定) ※詳細な時間は後日通知予定

(イ) 実施場所 三重県庁8階 雇用経済部会議室(三重県津市広明町13番地)

※オンライン会議システムでの実施も可

- ・1事業者20分程度（10分説明、10分質疑応答）
- ・説明者は3名程度とし、説明資料は提出いただいた企画提案資料のみ（オンライン会議システムの資料共有機能は、提出いただいた企画提案資料に限り使用可とする。）

## 7 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

- (1) 質問の受付期間 令和7年12月15日(月)17時まで
- (2) 質問の方法 ファクシミリまたは電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (3) 質問に対する回答

質問内容に対する回答は、令和7年12月17日(水)までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

## 8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

## 9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。  
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。）
- (4) 契約は、三重県雇用経済部新産業振興課において行う。

## 10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

- 1 1 契約代金の支払い方法及び支払い時期  
契約条項の定めるところによる。
- 1 2 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- 1 3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除  
契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- 1 4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
  - (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
    - ア 断固として不当介入を拒否すること。
    - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
    - ウ 発注所属に報告すること。
    - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
  - (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- 1 5 その他
  - (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
  - (2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
  - (3) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
  - (4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。
- 1 6 連絡先  
〒514-8570  
三重県津市広明町13番地  
三重県 雇用経済部 新産業振興課 ものづくり推進班  
Tel : 059-224-2749 FAX : 059-224-2078 E-mail : shinsang@pref.mie.jp  
担当 : 芦田、源寄